

鳥取県美術館連携促進事業補助金交付要綱の一部改正について

鳥取県美術館連携促進事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>第2条 <u>本補助金は、県内美術館等が県内外の美術館等と連携し、実施する展示事業の開催経費を支援することで、県民が身近な美術館等で他美術館等の作品に触れることができる機会を設け、美術館等に行くきっかけを増やし、県民がアートに親しみ、自ら活動し、楽しむ機運を醸成していくことを目的として交付する。</u></p> <p>第3条～第9条 略</p> <p>別表（第3条、第6条関係） 1 略</p> <p>別表（第3条、第6条関係） 2 事業実施主体 <u>鳥取県アートミュージアム連携協議会加盟団体</u></p> <p>別表（第3条、第6条関係） 3（1）～（2） 略</p> <p><u>（3）県内外の美術館等との連携に係る経費は、対象が「美術館」限定ではないが、連携対象となる事象が「美術分野」に限り、補助事業対象と認める。</u></p> <p>様式第1号（第4条関係）～様式第6号（第7条関係） （略）</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>第2条 本補助金は、県内美術館等が県内外の美術館等と連携し、実施する展示事業の開催経費を支援することで、県民が身近な美術館等で他美術館等の作品に触れることができる機会を設け、美術館等に行くきっかけを増やし、県立美術館開館に向けて県民がアートに親しみ、自ら活動し、楽しむ機運を醸成していくことを目的として交付する。</p> <p>第3条～第9条 略</p> <p>別表（第3条、第6条関係） 1 略</p> <p>別表（第3条、第6条関係） 2 事業実施主体 鳥取県ミュージアム・ネットワーク加盟団体</p> <p>別表（第3条、第6条関係）略 3（1）～（2） 略</p> <p>様式第1号（第4条関係）～様式第6号（第7条関係） （略）</p>

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。